

滋賀県子ども若者審議会 第5回条例検討部会 議事概要

- 1 日 時 令和6年1月25日(木) 17時30分～19時30分
- 2 場 所 滋賀県庁大津合同庁舎 7-A会議室
- 3 出席委員 伊崎葉子委員、伊丹稔委員、崎山美智子委員、佐々木マリアナ春美委員、柴田雅美委員、田井中歩乃佳委員、田中洋一委員、中村凜之介委員、野田正人部会長、堀江昌史委員、山本一成委員、山本久子委員
(五十音順)

4 議事内容

○開会

○出席委員数確認

出席委員数は12名(定員17名)であり、滋賀県子ども若者審議会規則第4条第3項に定める開催要件を満たしていることを事務局から報告。

○野田部会長あいさつ

(1) 「(仮称)滋賀県子ども基本条例」の検討について

【事務局説明】

事務局より資料1に基づき説明

(部会長)

ありがとうございました。それでは、事務局の説明を踏まえまして意見交換をさせていただきたいと思います。委員の皆さんの専門性やそれぞれの視点からコメントいただければと思います。

(委員)

知事に伝えたいことがあるとき、だれを通じてどんな方法で、という質問ですけれども、そもそもなぜこういう質問をされたのかなというのがすごく不思議です。自分の子どもに聞くと「知事って誰?その人に言ったら何かしてくれるの?無理でしょ。」のような反応でした。なぜ知事というように限定してしまったのかなと。もう少し違う聞き方をしたら、また違う回答が得られたのではないのかなと思いました。

(部会長)

ありがとうございます。子どもの意見を代弁していただいたということで。一問一答ではなく、後で包括的にコメントをいただきたいと思いますので、他にいかがですか。

(委員)

4 ページの誰かに聞いてもらって代わりに伝えてもらうという割合が、WEB という手段があっても、これだけ高くなるのかと印象的で、こんなに多いのはちょっともったいないというか、そういう印象を受けました。高校生でも同じということでちょっと驚きです。

(部会長)

ありがとうございます。もし他に、この意見の出し方とか、特に前半の WEB アンケートの回答に関わって、感じられるところがあればと思いますが、いかがでしょうか。

スライドで言うと5枚目ですけども、特徴的に書き出している匿名性、秘匿性に関する意見というのが全体の18パーセント、約2割。この割合は、子どもの意見を集めるときの割合から言えば、比較的、むしろ少ない方なのかもしれないのですけれども、よく私も、学生がこういったアンケートを取るときに、回答率を上げるために匿名性を担保するとか、あるいは、教育委員会なんかは、例えばいじめがあるかないかのアンケートの際に、記名式にすると書いてくれないので、匿名で取ることもあります。ただ、アンケートの取り方としてどうかということとか、あるいは、このアンケートの結果という意味じゃないのですけれども、要するに、自分が出ない形でなら意見を言えるけど、自分の名前を出して言うことにそもそも抵抗があったり、もっと言えば、心理的な安全性が確保できていない。これは逆に、匿名だよと言ったら、SNSでも炎上したり、名前出してちゃんと言えと言ったら誰も言わないみたいなですね、これはこれでいいのか、これからの市民社会、これでいいのか。あるいは極端なこと言えば大人社会もこれに似たことはないかくらいの、本当に真正面からこの状況自体も取り上げるべきことなのだろうなというふうには思います。そこで、先ほどおっしゃっていただいた委員もそうですが、母数が少ないからだと思うのですけれども、例えば高校3年生になると回答数が288件ということで、他より少し偏りがあるのかもしれないですけども、1番、子ども期の最後で大人になるよというところの方が間接の回答が多いので、この辺りについて、このデータだけで完璧に言えるわけではないのですけれども、片方で、やはり匿名性を担保しながら子どもたちの意見をしっかり聞こうという流れと同時に、やっぱり記名であってもしっかりと意見を言える社会を作っていくとか、そういう方向性もいるんだろうなというようなことを、直感的に感じました。ご指摘ありがとうございます。

(委員)

私は、アンケートの結果を拝見して、年の近い人というのが、意外と相談対象として選びやすいというのは、気になりました。友達や同い年の人よりも、791名の方が年の近い人と回答されており、最も多い親の次に回答が多かったという点は、1つポイントになるのかなと思いました。大人が子どもの意見を聞いていくというだけではなくて、年齢の近い子ども同士で、意見を言い合ったりとか、伝え合ったりするとか、そういった機会も必要になってくるのかなと見受けました。

(部会長)

ありがとうございます。

これは、集計するにあたって年が近い人の他に同い年というのをカウントしているのですよね。その結果、同い年の回答は少ない。ちなみにこの回答は択一ですか。複数回答ですか。

(事務局)

質問1から3まで全て自由記述です。

(部会長)

選択式ではない。

(事務局)

はい。質問 1 の集計結果については、自由記述の回答の内容を分類ごとに分け、集計したものです。

(部会長)

なるほど。そうすると、例えば、年が近いというのと同年というのは、回答内容から読み取った。

(事務局)

そのとおりです。なので、年の近い人というのは、厳密には、大人の中で年の近い人という意味なのか、子どもの中での年の近い人という意味なのか、回答内容からは読み取れないです。

(部会長)

そうでしょうね。同年を含むかどうか、判別できないということですね。

(事務局)

今の話で言いますと、当然、年の近い人という趣旨の回答には、同年を含んだ形の回答もありうる。選択式で相互に排除しているものではないですので、集計の仕方によって重複しているものが入りうると思います。

(部会長)

ありがとうございます。

(委員)

感想になりますが、このアンケート、それこそ身近な人や信頼できる人たちと話しやすい人みたいな形で、やはり、心の拠り所になる人のところに回答が多く、意味合いが同じような回答をしている人が多いなと思ったのですが、先ほど部会長もおっしゃったように、誰かに聞いてもらい代弁してもらおうというのがこのアンケートの中で 1 番多いわけですが、大人が忙しそうでなかなか意見を聞いてもらえない、言えるタイミングがないというようなことを、私自身も言われたことが多々あります。子どもたちに「なんでも言ってね」と言っている割には、なかなか聞く姿勢や態度になっていないのではないかと、その心の余裕とかも必要だなということも、私自身問いかけながらこの回答を見ていました。教育現場の立場からすると、このみんなで意見を出し合うということが、まさしく学校なのだろうなと思いましたが、回答数が 25 しかなかったのがちょっと衝撃的でありました。本当に子どもたちがこれだけたくさん、誰かに何かを伝えたいと思っている人たちが、実際に回答してくれている中で、大人たちがそれを聞けるような姿勢や態度になっているのかというのは気になったところではありましたが、人任せになるというのが残念だなというのも少し

思ったところでありました。

(委員)

感想ですが質問3の「子どもたちの意見を守るために、大人にやってほしいことがありますか」について、この大人は果たして誰なのかというところを思っていると、例えば小学4年生～中学3年生ぐらいまでの子どもと、高校生より上の子どもにとっての大人は多分違うのかなという気がします。私が彦根の方で子ども哲学対話をやったときに、小学生にとっての大人たちというのは、自分の親と学校の先生であって、地域のおじさんやおばさんでもなく、知事でもないです。なので、ここの大人は誰だろうと思ったときに、自分たちの意見を言える場所があるという先生のことだろうし、意見を言っても否定されないというのは学校の先生と親だろうなというように、子どもたちの思う世界観・社会観を考えていくときには頭に置いておくといいなと思いました。その点、質問1の滋賀県知事へという質問は、世界観が違いすぎて答えづらかったのではないかと思います。自分の世界観にいない偉い人に言うときに、どうしようかと思いつながらの回答かもしれないというふうには思いました。

(部会長)

どうもありがとうございます。とても大事なご指摘だったと思いますが、子どもの世界観との関係で、1点教えていただきたいのですけれども、中学生と高校生との間に線があるのではないかとおっしゃられたのですが、委員の感覚として中学生と高校生の間の線引きというのは、何かそういう実感がおありになってということなのでしょう。

(委員)

私はフリースクール協議会の会長として地域で学習支援や、大学の教員をしているのですが、地域で学習支援をしている中で、高校生となって通学域が変わったり、接する人が増えたり、アルバイトする人が増えたりして、接する大人の数が増えるという感覚的なものがあります。

(部会長)

確かにいわゆる義務教育の校区から出るとか、あるいは電車で通学してというような意味での世界観の広がり、あるだろうというふうに思います。どうもありがとうございます。他にいかがでしょうか。

(委員)

今の話を聞き、私もこの資料の感想ということで述べるのですけれども、3枚目のスライドの誰を通じてというところで、先生が第3位になっていることには、やはりその責任の重さを感じるころがあります。より身近に子どもの意見を汲み取っていくという使命があるのだろうなということは、改めてこの資料からも感じているところです。具体的には、やはり施策に反映させるということが1番ですので、以前の会議でも申し上げましたが、条例は条例として制定しつつ、先生をより増やすというのは1つの方法ということは申し上げておきたいと思います。日本全国、教員不足と

いう状況は皆さんご存じだと思いますので、それは1つの方策だと私は思っています。もう1点、アンケートの特性というところですけど、例えばはじめも含めてですけど、様々な子どもを教育する中で、もちろん、なきないといけないところとかもあつたりもするのですけれど、実名でその子どもが責任を持って自分の意見を言えるように、教育現場としては子どもを育てていくという視点をもつ必要があるのかなと感じました。

(部会長)

ありがとうございます。他にいかがでしょうか。このWEBアンケートも現在進行形ですので、まとまった段階で、整理の仕方みたいなことを見直す余地はあると思います。今のように、単なる択一ということではないようなので、あるのかもしれませんが、また委員の方々からご意見がありましたら、事務局の方に集めていただきたいと思います。このアンケート自体は、この条例検討以外のところでも色々使えそうなものであると、先ほどからのお話から示唆しているように思いますので、また事務局の方でまとめていただきたいと思います。

いくつか検討課題がまだありますので、次の議題に移らせていただきます。

【事務局説明】

事務局より資料2、3に基づき説明

(部会長)

ありがとうございます。条例の考え方の根源的というか、根幹に関わることなので、深掘りすると色々な意見も出てくるだろうとは思いますが、条例として県民の皆さん、あるいは、子どもたちを視野に入れたときに、伝えたいことが伝わるかどうかという視点からご意見いただけたらと思いますので、どなたからでもどうぞ。

(委員)

学校の責務について、学校現場を代表してお話させていただきます。第3回、第4回条例検討部会の委員意見の中で、学校の責務を書くべきとありますが、もちろん私も書くべきだと思っています。ただ、その意見の後に書かれている「学校現場で子どもの学習権をはじめとする子どもの人権が軽視されすぎているである」とか、「児童生徒の人権保障をまずは考えてほしい」というコメントについて、確かにそうですねとは私は言うことはできません。やはり一部の教員が処分を受けるケースもあり、そういった教員を見て子どもの人権を大切にできていないとおっしゃっているのかもしれませんが、だとすれば、他の多くの教員はそうではないわけで、今なお職員室で子どもたちの学習権のために超過勤務していることを思うと、このまま受け取るわけには私はいかないと思っています。この点については、コメントさせていただきます。

(部会長)

ありがとうございます。これは委員意見についての、先生のお立場からのご意見という理解でよろしいですね。それが反映しているたたき台の部分に関しては特段、ご意見は今のところないという

ことでよろしいでしょうか。

はい、ありがとうございます。この辺りはそれぞれ、認識あるいは見解の部分なので、それぞれのお立場があると思いますけれども、そういうところの条文への落とし込み、あるいはその前提としての考え方ということになるかと思しますので、いかがでしょうか。

(委員)

おそらく、たたき台はまだ全部についてできているわけじゃないので、きっとこれからもっと中身のあるものができていくのだらうと思っているのですけれども、この条例の趣旨として、子どもの権利の保障ということだけではなくて、子ども施策の基本となるものを作るというご説明が先ほどありましたが、そうであれば、子ども施策の内容が充実するように、その中身の部分をしっかりと条例でも骨格を作っていただきたいなと思っています。この後また説明があるのですが、資料4を見ていると、何か中身のないものに読めてしまい、必要な措置を講ずるというようなことでお茶を濁されては困ると思うので。

(部会長)

資料3に関わって、今おっしゃられた前回との関係で言うと、子どもの権利を中心に置きながら、その周辺をどこまで射程に入れるかというところについても、議論というか、あるいは今の提案の枠組みのように思うのですが、そういうわけではないですか。

(委員)

結局また育み条例に戻ってしまうのかなと思って、子どもの権利を保障するんだということが前回以上にぼやけてしまったと思いました。前回の検討部会のたたき台から修正が入ったのを見て、何か後退してしまったのかなと思い、何か事情があってそういう修正をされたのだと思うのですが、どこかと調整をした上でそうなったのか、子ども・青少年局の判断でそうなったのかは、わかりませんが、なんでこういう修正をされたのかなと思いました。

(部会長)

具体的にどの部分を指しておられるのか、確認させていただければと思いますが。

(事務局)

特にどこかで調整をして、後退させようとした意図は全くないのですけれども、例えばどの部分がそのより後退したというご主張の部分なのでしょう。

(委員)

目的のところですか。目的が変われば、その目的を達成するための手段として、その後の内容も当然変わるでしょうから、何を目的とするのかということがまず大事なのではないでしょうかということを前回の会議でお話したかと思うのですが、その目的が大きく変わったというのが、元々事務局はこういう思いだったのかもしれないのですけれども、私ははっきり子どもの権利を保障する条例を

作ると思っていたので、思いが違っていたと思ひまして。

(事務局)

目的については、前回の資料でも3つ目的があるという資料になってございまして、子どもの権利を守るということだけをはっきり言えば、あとの2つはそのための手段だというふうに整理することができるのではないかなというふうなご議論も、目的として3つ掲げるところから出てきたものだと思っております。この点について後退したというふうには思っており、前回3つ出しましたけれども、やはり3ついると思っておりますという説明でございまして。どうしてそのように考えているかというところで前回は説明が足りなかったと思っており、そもそもこの条例の趣旨というのは、『滋賀県子どもの権利の保護に関する条例』ではなく、子ども施策の基本となる事項を定める条例であること。しかしながら、子ども施策の基本となる事項を定めるという広い射程で考えるときにも、まず最初に来るのは子どもの権利を守ることだということを確認に打ち出したいということにございまして。もちろん、子どもを育てる上での親に対する支援なども書きますけれども、まずは子ども施策の基本となる事項の中心に子どもの権利があるということを示すということが、それはそれで、子どもの権利を守るという姿勢を打ち出せる建て付けになるのではないかなと思っております。

(部会長)

この目的のたたき台の文章を、結局、中心になるものが最初に来るか、最後に結局、子どもの権利が保障されることを目的とするとは書いてあるんですけど、この文章の中から、誰もが、まずはとにかく私たちみんなで、子どもの権利のためにこういう政策ができますよとか、保護者をこう支援しますというような、ちょっとこのところが文章として非常に、逆に言えば整いすぎていて、国語的に読めば、最後のところに、目的があるからこれで読めないこともないのだけれど、その辺の、出し方みたいなところは検討の余地があると思ひます。

多分、出し方の問題以上に、どこまでを射程に入れるかということについては、色々ご意見はあると思ひますけども、前回もありましたように、やはり子どもの権利というのは、まずは柱として、場合によっては項を変えるなり、条文として成文化するところでは、それを保証するためにこういうことをしますとか、あるいは政策としてこういう条件を整えますとか、①、②、③の①に2重丸をつけるというようなニュアンスの文章の書き方というのは、今後工夫していきたいと思ひます。ただ、もう一方で、子どもの権利を中心としながら、それだけを提供するという話ではなくて、県の政策としてどこまで視野を広げるか。これは逆に、子どもの権利を守ろうと思ったら、本当にあの県施策の隅々まで、そういう毛細血管レベルで、子どもの権利を守るという視点が広がる必要があるという側面もあるのだらうと思ひますので、その点はまた協議してまいりたいと思ひます。なかなか本質論なので、前回も時間をとったところですけども、そういう意味では、また事務局の方も色々知恵を絞っていただきたいと思ひます。よろしくお願ひします。

他に、この資料2、3に関わって、いかがでしょうか。

(委員)

やはり、基本理念を条例で作るということがすごく大事なことだと思っていて、その点に関して、「全ての子どもは社会を構成する一員として尊重される」というのがあり、次に、「社会を切り開く存在である」とあり、その次に、「個人として自立し、規範意識を身に付け」とあるのですけれども、何と言いますか、もちろん子どもにも権利はあるのだけれども、育てちゃんと判断できるようになってから、1人前の権利があるというニュアンスにどうも読めてしまうところがあります。おそらく、理念としては、赤ちゃんだって権利があるだけでなく、選択肢があり、聞き取ってくれる大人がいれば意見を言えるということは、保育の中でもすごく起こっていることなんですよ。そう考えたときに、全ての子どもが、自分たちの手で文化や社会を作り出す存在として尊重されるというか、それぞれの年齢に応じて、自分たちの社会、文化を作っていますし、そしてその権利はやはり保証されなければいけません。例えば、家庭がしんどいから諦めなきゃいけないとか、ルールがもう決まっているから自分は諦めなきゃいけないということが起こらないように、選択肢を持てるようにするのが、大人の側の役割なのかなと思いますので、どこがということではないのですが、年齢に関わらず、自分たちの手で自分たちの環境や文化、社会を作れるということが伝わるようなことがどこかに入るといいかなと思っています。

(部会長)

ありがとうございます。資料3の1ページ目から2ページ目にかけての基本理念、特に子どもに直接関するところでは第1項の話かと思うのですけれども、そこで今言われたことを明確にする、もっと言えば、(1)の全ての子どもが前条に掲げる権利を有する個人として尊重されるという、ここを膨らますようなイメージになりますかね。どこということではないとのことだったので、今すぐ対案をという意味ではないですけれども、着目する点としてどう考えたらいいのかという部分を補足してください。

(委員)

やはり気になるのは、社会の一員なのだけれども1人前ではないというか、そういうニュアンスで読めてしまうところがどうしてもありまして。もちろん、発達に応じてということはあると思うのですが、趣旨としては、生まれ持っている権利を保証するということだと思うので、自分たちの手で作っているということや、意見や選択肢を保証されるべきということが、理念としては必要なのではないかなと思います。

(部会長)

少なくとも、よくある権利と義務のバーターみたいな話ではなくて、本質的に子どもが人としての固有の権利をそもそも持っているという点が紛れなく伝わるような表現の仕方にするというのを一旦確認させていただき、実際の文章のところでもまたご意見いただくという形でよろしいでしょうか。

(委員)

はい、ありがとうございます。

(部会長)

それと合わせて、子どもの権利の考え方というか、色々これまでであったと思うのですけれども、そこを合体して解釈していくというか、読み解く必要のある部分でもありますので、また、時間を置いて事務局の方で工夫いただきながらまた議論できたらと思います。

(委員)

先ほどの委員のご意見に近いですけれども、3ページの基本理念、規範意識を身につけて、自立した個人として、次代の社会を切り開くことができるようになることについて、表現に少し違和感があります。子ども条例というのは、子どもの権利を尊重していくということがメインだと考えていたのですけれども、ここの書きぶりを見ると、少し責任を負うかのように見えます。子どもが思いやる心を育むということまでいいと思うのですけれども、もちろん規範意識は身につけなければいけないと思うのですが、あえてここでこういう言及をして、ストイックというか、責任があなたたちにもしっかりあるよという言い方はここで書く必要があるのだろうかと思いました。憲法でも、子どもの責任については書かれていないものだと思います。労働の責任とか、そういったものは書かれているけれども、大人の責任であって、教育を受けさせる責任も大人の責任ですし、このたたき台にある子どもに責任を押し付けてしまうような書きぶりというのは、気になるなと思いました。以上です。

(事務局)

これは、もしかすると前文か何かで対応できるのかもしれないですけれども、この条例は、子どもに関する条例、子どもにというふうに出しているもので、それは大人と対置しているという意味で、子どもと大人とで切り分けをそもそもしているというものでして、基本的には、子どもに対して大人あるいは社会はどのように関わるかということが書いてあるという認識です。ですので、この部分のできるようになることというのは、子ども自身にそれができるようになるという責務を課したり、義務を課したり責任を負わせたりということではなくて、大人が子どもと関わる際には、まずはその子どもを権利の主体として尊重する、社会の一員として対等の関係をもたなければならないということを示す。子どもは横に置いておくということではなくて、社会の一員として受け止めるということと併せて、ちゃんと自立した個人としてやっていけるように、子どもに対して適切に養育したりする、そういう側面もあるのだということをお大人や社会に対して言っているというものです。おっしゃるように、このできるようになることというのは、一体誰に向けて言っている言葉なのかというのが読み取りにくいという面があるのかもしれないです。そこは、条文の書き方として工夫できるかどうか、今の段階ではちょっと即断はできないですけれども、もう少し明確になった方がいいという印象は受けました。頂いたご意見については検討させていただきますが、趣旨としては、これは子どもに向けて言っているのではないという理解です。

(部会長)

ありがとうございます。一方で、少なくとも子どもにそういうことを求めるということ、大人を

通じてという形にはなることと、先ほどのおっしゃられたニュアンスというのは、色々子どもにはなってほしいことがあるけれども、他者を思いやる心とか、特に規範意識というのをわざわざ取り出さなきゃいけないのかという。そもそも権利という考え方とバーターになるのか、それともまさに自立した個人としてというときの前提条件として必須なのかのような、その辺りのことも含まれるのかなと思うので、ここの各論として何をそもそも上げるのかという、そこを考える余地はあるのかなと思いました。

(委員)

目的のところを何度も何度も読みましたけれども、安心して子どもを産み育てることができるというのは本当に大事なことだと思うのですが、これは子どものための権利条例なので、ここに書かなくてもいいのかなと思いました。これは誰のための条例ですかということを謳っていく方がいいような気がします。それに対して、保護者が子どもを健やかに育てるためというのは、わかるのですけれども、目的に親というか、大人が出てきちゃダメなのではないかと思いました。

(部会長)

まさに、どこに書くかという話なのか、それとも、目的の中にこう踏み込んで書くのかという2つがあり、先ほどの話題のことも踏まえると、逆に、大人たちが子どもたちに何を求めるのかというときに、基本理念のところ、例えばそういう、しっかり自分を大切に思えるような子育てしましょう、その目的、ここで働きかける対象が保護者とか大人だとかと言うのなら、と同時に、自立した個人として、次代を切り開けるようにしっかり子育てしましょうという話にもなるけれども、そのところで、先ほど言いました規範意識を身につけるといのが必須のように上がってくるというのは、ある考えから見れば大事なことだけれども、権利との関係で、そこに着目する話なのかとか、多分、前後、色々錯綜すると思いますので、1回、建て付けというか、何を中心にしながら、何を背景にしながら、何と何を書くべきというところは、挙げていただいたらいいと思いますが、どこに記載するかとか、どういったことにするのかというのは、先ほどもありましたように、逆に、条文の中の力関係とかバランスもあるので、場合によっては前文の方に出そうとかいう話もありましたので、この辺りについては検討の余地もあるかと思っておりますので、この視点だけは入れてほしいとか、これを入れるとかえってややこしくなるとか、ご指摘いただければと思います。それを言うと、今委員のおっしゃったのは、逆の言い方をすると、子どもの権利が中心というところが、ちょっと今はむしろぼやけている感じ。それは、委員もおっしゃった、後退とまで言うかどうかは別としても、ちょっと読み取りにくいというようなことではないでしょうか。

(委員)

これまで多分議論されてきていると思いつつ、発言しますが、基本理念の(3)全ての子どもは次代の社会を切り開く大切な存在でもあることについて、私の印象ですけれども、大人が子どもに勝手に期待していることを書いているような気がしています。第3回や第4回の意見も見ると、前文に書く選択肢もあるということであったり、次代の社会のために今は我慢するようなニュアンスで伝わる恐れはないかと意見があったことを思うと、違う書き方はないかなと思いました。

(1)(2)の末尾は「尊重される」とされていますが、(3)は「存在である」と書いてあり、少しニュアンスが違う。次代の社会を切り開くというのは、子どもを大事にする、尊重するという視点ではなくて、大人が次代の社会を切り拓くよう育ちなさいと言っているように読み取れると改めて思いました。

(部会長)

ありがとうございます。読み取り方で、今おっしゃったみたいに、前向きにというか、別に好意的かどうかということではないですけども、やはり今だけじゃなくて将来の、以前あった担い手であるとか、あるいは切り開かなきゃいけないのかとか、だけど、やはり子どもというのは、次がある存在として今があるという感覚をどうしても持ってしまう部分というのがあります。そこをわざわざ言うかどうかという。置き方としても悩ましいところですので、前文の方に子ども特性というか、子ども期の意味みたいなことも含めて書くということも選択肢の中にある中で、一旦こう置いていただいていると思いますけども。ただ、基本理念が尊重だということ言えば、むしろ基本理念以前の、子ども期をどう理解するかとか、そういうことにも関わるのかもしれないので、ご意見として引き取らせていただいた上で、置き場所とか表現の仕方、私個人的には切り拓くという言い方がちょっとニュアンス的に、間違いというわけではないのですが違和感がないわけではない。子どもはみんな切り開かないといけないので頑張りたいな。ちょっとその辺り含めて、また検討したいと思います。ありがとうございます。他にご意見いかがでしょうか。

(委員)

目的規定ですが、この文章は何を言いたいのかなという感じがすごくありまして、前回私が休んで把握していない部分もあるのですが、私たちは何を喋っていたのかなど。最終的に私たちが喋っていたのは、子どもの権利の保障ということだった気がするのですが、その文言が1番最後にあるからどうしても情報として抜けがちになってしまうのではないかと思います。どうせなら前に持ってきた方がわかりやすいのにと思いました。

次代の社会を切り開く大切な存在のところについて、なんと言うか、この先の未来と言いますが、今の延長線上であることに変わりなくて、新たに切り開くものではないかなと思います。今あるものをちょっとずつ変えたりしていった結果、未来が切り開かれるというものではないのかなと感じました。以上です。

(部会長)

ありがとうございます。なるほどというか、要するに、将来こうだねというのを今言われる筋合いというよりは、滋賀県にしっかり守られていく中で、自ずと付いてくるものでもないでしょうけれど、そういうようなニュアンスも含めてということだと思います。

これまでのかなり本質論の他に、責務や努力として書いてある部分もあるかと思いますが、この辺りが先ほどの背景として、大人に向けたメッセージみたいなところもありますので、またちょっとその辺のバランスも意識して見ていただけるとありがたいと思いますが、一旦、たたき台についてはこれでよろしいですか。

ではもう1つ議題がありますので、これも重要な部分なのですが、子どもの意見聴取と施策への反映に関する規定についてということで、事務局の方からまたご説明をお願いします。

【事務局説明】

事務局より資料4に基づき説明

(部会長)

ありがとうございます。議題1の子どもからの意見聴取とは意味合いが違い、まさにこの条例の中で意見表明権を確保し、それに対して、県としてどのように聞いていくのかということだと思います。具体的にどういう仕掛けを県として行うのかというところでは、かなり、大きな意義というか意味があると思います。もちろん、先ほど説明のあったように負担を伴うものだと思いますけれども、今の時点で思われるご意見をいただけたらと思います。

(委員)

スライドの2枚目です。具体的な規定の検討というところで、意見を表明しやすい環境の整備を作っていくと書かれているのですが、ぜひ日本語だけではなく、多言語で意見が徴収できるような環境整備を整えていただけたらなと思っています。

あと、このたたき台とかも含めてなんですけれども、どうしても子どもという表現があったときには、日本だけのイメージがすごく強いので、例えば多様な背景を持った子どもなどの表現が使われていくといいのかなと思っています。

(部会長)

ありがとうございます。とても大事な指摘だと思うのですが、要するに日本語だけの運用になる危惧みたいところとの関係で、委員がこれまでのご経験の中で、言葉の壁について気になったことについて、何か具体例があれば教えてもらっていいですか。

(委員)

具体例というか、現実問題として、文字なり言葉なり、障壁となる部分は、取っていくべきと感じています。先ほどの基本理念のたたき台にも規範意識というものが出てきましたが、やはりどうしても社会性を大事にされているようなイメージを私は受けたんですけれども、さらにその外側にいる子どももいるということを、この会議に参加していても感じる場所がありますので、もうちょっと考えてほしいなと思っています。

(部会長)

はい、ありがとうございます。

(委員)

今ご指摘のあった多様な背景を持つ子どもというニュアンスをもう少し入れた方がいいということ

について、子どもという言葉はあちこちに出てきますし、そこに全部入れるということは大変なので、例えばですけど、定義規定にそういうニュアンスを入れてみるとか、前文のところで入れるとか、どこかで入れたらいいのではないのかと、今お聞きして思いました。

資料の4でたたき台とかも作っていただいているのですが、前半の方で、必要な措置を講ずるといふかなり抽象的な書き方になっておりまして、結局どんな措置を講じてくれるのかがよくわからないんですけど、その辺は何かイメージされているものがあり、今後こういうふうに制度設計していこうと思っているんですというものがあるのかどうか、ちょっとそこを教えていただきたいなと思います。

(部会長)

今の段階で言えること言えないことあると思うのですが、条文とかそれ以外はマニュアルや要綱に落とすとかというような形での制度的な立て付けと、それから具体的に何かこうプランみたいなものがあるのかということとはちょっと意味が違うと思うので、可能なら両方についてお願いしたいと思います。

(事務局)

必要な措置を講ずるといふことについては、スライド1で示しましたように、目的などによって、必要となる措置が変わるのではないかという点や、また、WEB アンケート結果で色々な意見を伝える手段についての回答がありましたように、一律の子どもへの意見の聞き方というのはございませんので、様々な方法を組み合わせて実施する必要があると考えております。それを踏まえまして、規定としてはこのような形とした上で、例えばガイドライン等で、こういった場合は、このような措置や方法を取るといふことを示すことによりまして、庁内で運用するにあたり、周知が図れるのかなというところを考えているところでございます。

(部会長)

具体的に今現在そのための特段の仕掛けを作るとかというような話ではない。
ないというのは、やらないというのではなくてという。

(事務局)

やらないという意味ではないですが、今の段階で何か決め打ちで作っている、整理しているという状態ではまだありません。これはどちらにしても今後必要になるのだらうと思いますが、運用する上で条文にどこまで書けるかということと、先ほど会長がおっしゃいました、計画なりあるいは指針なりガイドラインなりで書いて、全庁的な運用を徹底していくみたいな話とはちょっと切り分けて考えるのかなと思っております。ここでは、あくまでも条文ですので、最低限これだけは共通して言えるというようなもの、あるいはこういう場合には最低限こういうことをしていくみたいな、あるいはこういう観点に留意せよみたいなことを書いておりまして、具体的にこういうことをやるというのを条文という形で書いてしまうのは少し固定的になり過ぎるのかなと思っております。その上で、例えば、意見を聞く方法として、意見をいつでも言ってきてください、手紙でも何

でもいいですよ、みたいなことだけでは、言うための環境を整えていることにはならないと思いますので、今現在、例えば、広報課で子ども向けポータルサイトを設け、子どもの意見を聞く専用のサイトがあり、そこでは子ども向けの情報提供を実施していますが、それにしても、まず、どうやってそれを周知するのかとか、利用しやすくするにはどうしたらいいのかとかいう、非常に実務的な話がついてくるのかと思います。そのどこまでをどういうふうに条例と一体的に言うのかというのはありますが、今申し上げましたように、その同じ意見を聞くにしても、聞くための受け皿をちゃんと用意するとか、あるいは、場合によっては公聴会のようなことをするときにはちゃんと子どもにも来てもらうというような具体的な措置というのは、それぞれあるのだと思います。それをここに書くということはなかなかできないのかなと思っており、今の段階では、何も書いておりません。

(部会長)

ありがとうございます。今後、各論でまた詰めていく話だと思うのですが、個人的な意見としてなのですが、この資料4は、行政の側に何かの意図、目的があり、子どもの意見を集めようという話、あるいは、行政の側の目的によって、実効性確保であるとか視点の反映であるとかということなのですが、一方で、子どもの権利条約のそのアドボケイトの考え方というのは、まず先に、子どもには自分に関わることについての自由な意見表明の権利があり、それを聞く中で、彼らのほとんどは選挙権がないわけですから、政策反映を含めてということで言うと、例えば並び順でも、聞く側があり言う側があるというのではなくて、言う側があり聞く側があるという形に立てつけてもらったり、最後の方の条文、来ていただきたいみたいなところも、まず自由に言っているんだと。それで、それをもちろん政策と絡むところ、あるいは個別で、あるいは気分、感情レベルの問題、先ほどのその条例で言えば年齢、それから発達に従ってという、そこは使いますよということが、まず、この条文にいいのか、もうその基本理念の方で入っているからいいんだというなら、その落ち方の話なんですけども、その上で、あえて県の側が子ども施策に関わるものについて積極的に聞こうというときにはこういうカテゴリーなんだみたいな、その趣旨としてここに入っていると思うのですが、仮にそうだとすると、やはりたとえ各論にあっても、やはりユーザーが自由にまず言う権利が担保されているんだということを、せっかくの機会なので見せながら、県としてそれしっかり尊重しますと、その辺りはこう、子ども真ん中感満載にできるのかなというふうに思うので、ちょっとそんなことを工夫していただけたらと思いました。

他にいかがでしょうか。

(委員)

ここで言うことなのかはちょっとわからないのですが、聴取した意見に対してのフィードバックと書いてあるんですけど、これをやるときに、気になるのが、私は中3の頃に子ども県議会に参加させてもらい、そこで1番嫌だった言葉が、「持ち帰って検討します。」というのが結構多かったんですね。絶対やらないと思うのに。意見がどれだけ届くかもわからないし、どんな内容かもわからないので一概に言えることではないんですが、ちゃんと読んだ上で、意見の本質に対する感想を返してあげてほしいと思います。

(部会長)

聞いた限り、フィードバックはしっかりしましょう。ありがとうございます。

(事務局)

非常に言い訳がましい言い方になるかもしれませんが、場合によってはですね、担当者がそこに行って、聞いて、すぐに、はい、わかりました、やりましょうというお答えができない場合は当然多くて、でも、できませんということでもなくて、持って帰って、県としてオーソライズしてということなのかなと想像はいたしますが、しかしながら、必ずしもそういう形で対応することばかりではない、子ども県議会はそういうスタンスでやっているの、時間がかかったりはするかもしれないけれども出てきた意見は真摯に検討するのですが、全部が全部、確かにそうでは必ずしもないかもしれないので、そのようなときに何にも書かなければ、「いや、そんなのもう子どもの意見やし」とか、「子どもの意見は大事かもしれないけど、いちいちやっていたらきりが無い」みたいなことにならないよう、応答しないといけないということを規範としてはっきり示すことが大事かなと思っています。その上で、どこまでしないといけないのかというのは確かに非常に難しい問題で、その辺りは、それぞれの職員で考えておいてくださいではなくて何かが必要なんだろうと思いますが、それを条文という形で書くのは非常に、正直、テクニカルで難しいところがありますので、どこまでかはともかく、フィードバックをしないといけないことを示す必要があるのかなと。

(部会長)

それこそ例えばオンブズマンとか、あるいはアドボケーターみたいな形の辺りの仕掛けで、匿名だったら、ストレートに返しようがないので逆に匿名前提で何かの形で発信することになるし、個別救済の場合というのは、やはりその人宛てのメッセージとして返す必要のあるようなこともあるだろうしという話になると、その行政機関だけでできるのか、アドボケーターとか、あるいはオンブズマンみたいな。この辺りは今後の議論ということになると思いますけども。ただ、少なくとも「持ち帰って検討します」が悪いわけではなくて、フィードバックがないことがあったよという、生の声として、聞き取ってもらえたらと思いますので、お持ち帰りいただいてご検討ください。よろしくをお願いします。

(委員)

今のやり取りを聞いていても、集めた意見というのを多分見てないということはないだろうなどは私も思っていて、多分しっかり検討されたり、そこから反映された部分もあるのかなと思うのですが、それが子どもたちに対して届いていないというのが、1つの大きな問題になっているのかなと思いました。どうすればそれが届くのかなということを考えてみたのですが、アンケートを定期的実施されるのであれば、アンケートの最初のところに、前回のアンケートではこういう声があり、こういうふうに反映しましたみたいなものがあると、アンケートが意見を収集する手段でも、届ける手段にもなり得るのかなと思ったので、定期的な意見聴取と、可能であれば、その中で検討した結果などをまとめたものを書いて、子どもの目に留まる工夫をしていくことも必要な策なのかなと思いました。以上です。

(部会長)

はい。具体的なご提案ありがとうございます。

(委員)

あまり具体的じゃないので申し訳ないですけど、これを子ども目線で見ているときに、子どもが意見を表明しやすい環境を整備していくとか、子どもにとって意見を言いやすい環境を作り、大人の目線で言うと、県の施策に反映させるということなんですが、子どもから見たときに、滋賀県に言ってるのか、自分の住んでる市町のことを言ってるのか、学校のことを言ってるのか、区別ないと思うんですよね。なので、子ども目線で立ったときに、一番大事なことは、その子どもの権利を大事にしているのが滋賀県なんだよというメッセージなんだろうと思うんですけど、これを施策にするかどうかは仕事なので、大事なんだよ、大事な権利なんだよということと、県と各市町は、子どもにとっては、あまり違いが果たしてあるのかと思うから、県の施策のためにこれをやってますというよりは、県のためにやってます、あるいは県民みんなのためにやってますということなら、市町もうまく絡めるような 子どもの意見の聞き方ができるのではないかと思います。やっぱり滋賀県は子どもを大事にしてるんだというのであれば、なんかその入り口、子どもの意見の入り口にすごく、もっと工夫しないと、LINE 作りましたとかだけでは、なんか全然足りない気がするのの一つです。

もう一つは、この子どもの意見を聞き取るのは特別な話ではなくて、やり方としては、多分、大人の意見をどう聞き取るのかという、いろんな実例があると思うんですよ。おそらく、LINE を使うとか、何か使うとか。そこを踏まえてやらないと、大人の意見はフィードバックできてないのに、子どもの意見だからフィードバックできるんだというのは期待でしかなくて、その辺り、もう少し現実的にどうするというのがあるんじゃないかなと思いました。以上です。

(部会長)

ありがとうございます。いずれも大事なご指摘、ありがとうございます。

子どもの権利条約 12 条は、自分に関わりのあることについて、自由に表現できるというもの。この自由にとというのは、それこそ紫式部じゃないですけども、小説でもいいわけだし、ラップでもいいわけだし、音楽でもいいという。それを子どもに保証するということが、先ほど申しましたように子ども自身がアウトプットするという、それを相応に考慮する仕掛けとして、今おっしゃっていただいたような、最初からこれは県向け何々と、子どもが仕分けして発信するわけでは逆じゃないわけで、それを積極的にそれこそ大人の側が行政構造も含めて、しっかりと受け止めていくという。そうしたときに今後の課題としては、そういう建て付けあるいは子どもの話を聞くということも含めて、行政の枠だけでできるのかという、もう少し、先ほどの年齢の近いものが話しやすいみたいなところで言ったときに、例えばピアサポートチーム的なものを想定するとか、今後これを軸に条例の中でどこまで書くかという話がありますけれども。

それから、私が文科省の関連で令和 2 年に全国の不登校の子どもたちへの調査というのを調べたとき、教育委員会の方々にはよく申し上げているのですが、不登校の子どもたちがどんなところで相

談したいかという結構多かったのは、3、4割が SNS とかメールで相談したいと回答があり、でも、もう片方で、対面でやっぱり話を聞いてほしい、相談したいという回答もありました。複数回答ですけれども、メールがいいと言った人は、対面を希望しておらず、一方、対面がいいという人は、SNS やメールを希望していなかった。複数回答ですけれども、要するに、2つに分かれたわけですよ。2極分化したということは、逆に言うと1つのチャンネルを作ったら済むという話ではなく、いくつかのチャンネルが必要。外から見たら、重ねてどうするのということになるかもしれないけど、子どもたちのニーズは、そういう意味での多様性を含む可能性があるので、状況に応じた仕掛けがいるのかなと思います。

どんどん重たい話というか、財政的にもかもしれませんが、逆にそういうものが反映できるような聞き方とか、規定への反映を、ちょっと考えたらいいのかなとは思いました。ありがとうございます。

(委員)

先ほど、県に言うべきこともあれば、市町に言うこともあるだろうという話がありましたけれども、実は私、散々その話も事務局には色々お伝えはしているんですけど、その通りだと思っています。私としては、市町でオンブズパーソンみたいな制度を作れるように県は支援し、県でもそういうものを作る。そして、もし市町がやるべきものが県に上がってきたら、県の方から市町へ渡すことができるような制度を作っておく。もし、市町を跨ぐから単独の市町では対応できないというものがあれば、県の方で対応する。そういう制度が作れないですかねというご提案をしていました。そうあるべきじゃないかなと思っています。必要な措置を講ずるという抽象的な決め方で終わるのではなくて、やはりオンブズパーソンとかコミッショナーというのを、ここに詳しく書くかどうかとか、それを詳しく書こうと思ったら、多分、どんどん詰めてるうちに時間が経ってしまい、技術的に色々検討しなきゃいけないということであれば、全てをここに書いてくださいとまでは言いませんが最終的には、そういうものを作っていくんだということが、何か表現されたいなどは思っています。詳しいことは、規則で定めるみたいな形でもいいかもしれないんですけど、ぜひとも、ご検討いただきたいと思います。

(部会長)

はい、ありがとうございます。

その辺になると、本当に、知事部局もそうだし、条例制定自体が、議会を通すということとの関係での、予算的あるいは方針としての裏打ちも含めて、その辺のことについてもあげていただけたらというふうに思いますけども。

(委員)

どこまで具体的に書けるかというところで、例えば、子どもの権利保証に関する先進事例の調査を実施するとか、あるいはそのネットワークをすとか、何をするかまでは書かなくても、こういう工夫をするみたいなことは書けるのかなと思いました。

(部会長)

ありがとうございました。そうすれば、本日は3つの議題がありましたけれども、それ以外のことも含めて条例検討に関して思っておられることがあれば、何かご意見あればお受けしたいと思います。

(委員)

今日の感想として、アンケートの方でも、たくさんの声があった。自分たちの声を誰かに伝えて、それをこう誰かに言ってもらおうという回答がとても高かったなと思っています。今も多分そういう子どもさんたちの声を地域の中の誰かが、拾ってくださっているということは現実にあると思うので、やはり子ども条例が制定されるにあたり、居場所作りもそうですけれども、それを形にできるようなればいいなと思いました。せっかくアンケートを取って、皆さんの声が届いているので、このニーズを形にしてもらいたいなと思いました。それが今日の感想です。

(部会長)

ありがとうございます。それも、先ほど委員が言われた、ちゃんとフィードバックするということなのかもしれません。ありがとうございます。他にいかがでしょうか。

(委員)

私どもの関わる子どもたちというのは、意見を聞く際の配慮事項のたたき台にありますように、自分でうまく意思を伝えられない子どもに対して、意思を汲み取り、必要に応じて、代弁をする人を育てていただきたいというのが私たちの願いであります。私たちの子どもは、自立というのは目標ではありますが程遠く、また、規範意識と言われてもわからない子どもたちですので、基本理念のところには規範意識であったり自立であったりという言葉が前に出てくると、どうしても尻込みしてしまいますので、考えていただきたいなと思います。

(部会長)

ありがとうございます。今おっしゃられたのは、まさに社会的養護の世界では、今、アドボケータの養成ということがかなり、こども家庭庁の方からも指示があるんですけども、先ほど委員もおっしゃっていただいた多様性の中で、いろんな声の上げ方、あるいは逆に、上げられない子どもをどういう形で視野にしっかりと入れるかという、その点も大事なことだと思います。ありがとうございます。

その点では、先ほどからの声の上げ方、受け止め方みたいなところで、特に日本語を母語としてない場合の配慮みたいなことで、ご意見があれば教えていただきたいんですが。

(委員)

実際に多言語に対応するというのは本当に難しい話だと思いますけれども、今はアプリとかでも、すごく簡単にできるものもあったりするので、そういうものをぜひ活用していただけたらと思います。優しい日本語というのは、存在してはいるんですけども、やはりそれでも文字が読めない子どもはいます。外国人学校で育った子どもは、英語はやっていたりするんですけども、中でも日

本語というのは本当に難しい言語なので、ぜひそういう配慮を考えていただけたらなと思います。

(部会長)

ありがとうございました。それでは、今日も丁寧な審議ありがとうございました。議事としては以上として、事務局の方にお返ししたいと思います。

(事務局)

本日も長時間にわたりまして、熱心にご議論いただきましてありがとうございました。本日の議論を踏まえまして、また事務局の方で整理させていただきたいと思います。頂いたご意見の中には、確かにそのように考えないといけないというものが多くございましたので、できるだけ反映できるように検討いたします。

それでは以上をもちまして、第5回の条例検討部会を終了させていただきます。本日もどうもありがとうございました。